

## 次世代につなごう！田川市のまちづくりを考え・動く会会則（案）

（名称）

第1条 本会は、次世代につなごう！田川市のまちづくりを考え・動く会と称する。

（目的及び活動）

第2条 本会は、田川市の中心市街地活性化及びコンパクトシティ（集約型都市）の形成に向けたまちづくりの推進を目的とし、会員が自らの意思で集まって、今後のまちづくりのあり方について意見を出し合い、まちづくりの理想像を一般の人に分かりやすい形にまとめ、その実現を図る。

（会員）

第3条 会員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 有識者
- (2) 公募による者（15歳以上で田川市内に在住か通勤・通学する人または田川市のまちづくりに熱い想いを持っている人）
- (3) 田川市の職員
- (4) その他会長が認める者

（会長及び副会長）

第4条 本会に会長及び副会長を置き、会員の互選により定める。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときにその職務を代理する。

（会議）

第5条 本会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

（部会）

第6条 本会に3つの部会を設置し、有識者を除く会員はいずれかの部会に所属し部会員となる。

- 2 各部会にファシリテーター2人を置き、部会員の互選により定める。
- 3 ファシリテーターは、部会の会議の進行をつかさどる。
- 4 各部会は、ファシリテーターの業務を補助するため、ファシリテーター補助員を置くことができる。

(関係者の出席)

第7条 会長が必要と認めるときは、会員以外のものを会議に出席させ、説明もしくは報告又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 本会の庶務は、田川市において処理する。

(補足)

第9条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が本会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成30年8月30日から施行する。